【労務三昧 バージョンアップ内容】
Ver.3.0.2611.191

＜バージョンアップ概要＞

今回のバージョンアップは、主に令和8年分の年末調整の計算対応を行いました。

＜バージョンアップ詳細＞

〇給与/賞与手続き

１．給与/賞与作成、給与/賞与入力、給与/賞与再計算

・令和9年分源泉徴収月額表に対応しました。

〇年末調整手続き

１．年末調整作成

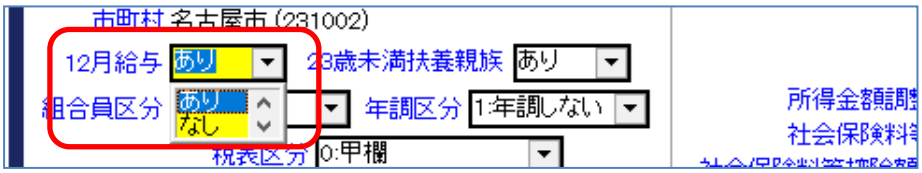
・令和8年の税制改正に対応しました。

２．年末調整入力

・令和8年の税制改正に対応しました。

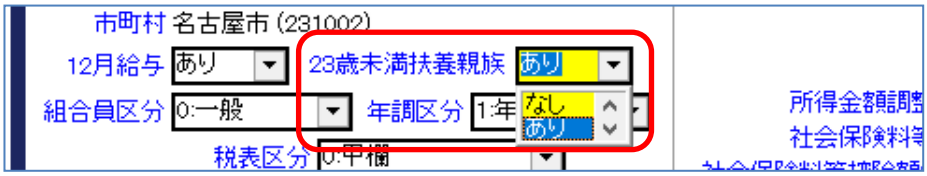
・12月給与リストボックスを追加しました。

給与年調の事業所で12月給与の無い社員は、令和7年の税制で年末調整を行うための区分で
初期値は「あり」です。
給与年調の事業所で12月給与の無い社員については「なし」に変更する必要があります。
12月給与が「あり」の場合、令和8年の税制によって各計算処理を行います。
12月給与が「なし」の場合、令和7年の税制によって各計算処理を行います。
＜画面イメージ＞



・23歳未満扶養親族リストボックスを追加しました。

年末調整作成時に社員の被扶養者明細に年調扶養「該当」かつ平成16年1月2日以後生まれかつ
合計所得金額が62万円以下の被扶養者が登録されていれば「あり」
登録されていなければ「なし」が初期値となります。
この値により新生命保険料控除の上限額が40000円（なし）または60000円（あり）となります。
社員の被扶養者明細に該当する被扶養者を登録していない場合、「あり」に変更してください。
＜画面イメージ＞



３．年調データインポート設定

・12月給与有無、23歳未満扶養親族有無の項目を追加しました。

４．年調データインポート

・令和8年の税制改正に対応しました。

・12月給与有無、23歳未満扶養親族有無の項目を追加しました。

５．年調データインポート(Ga)

・令和8年の税制改正に対応しました。

６．年末調整計算

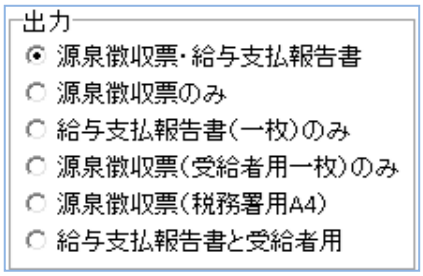
・令和8年の税制改正に対応しました。

７．源泉徴収票

・令和8年の税制改正に対応しました。

※市区町村に支払報告書を提出することで、税務署への源泉徴収票の提出が不要となります。
連続用紙 関東版出力時、用紙の中途就・退職欄の年に'8'が印刷されていない用紙の場合、
関東用2を指定してください。

普通用紙の出力選択を変更しました。



’左右に税務署用’を印字を廃止しました。

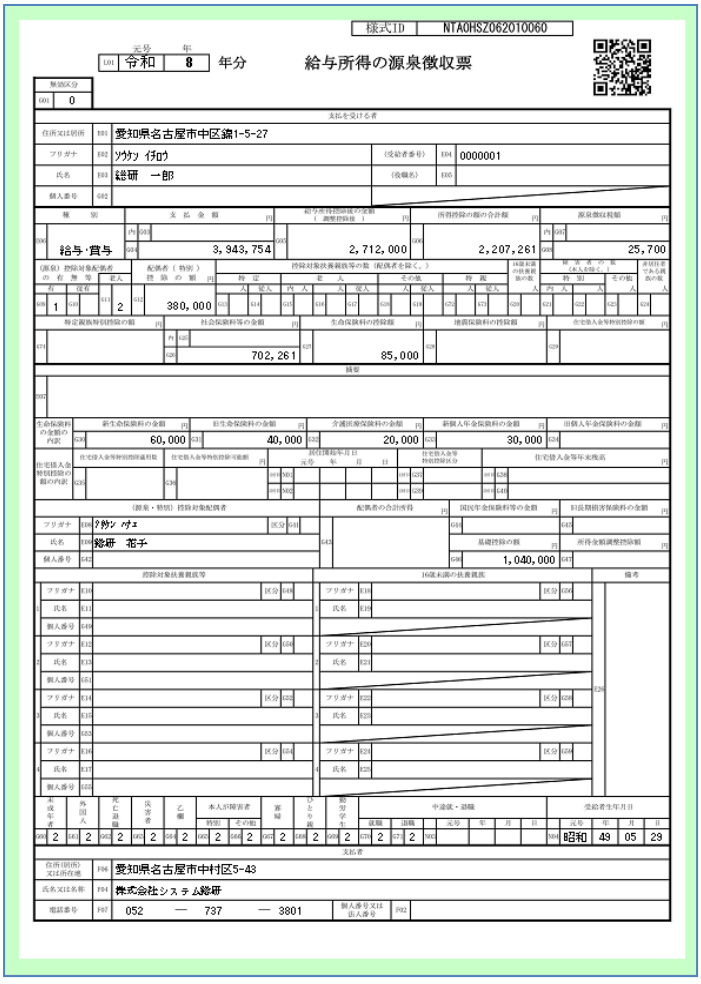
’源泉徴収票(税務署用一枚)’のみを’源泉徴収票(税務署用A4)のみ’に変更しました。
出力されるのは新レイアウトの税務署提出用の源泉徴収票になります。

’税務署用出力時、選択時に無効区分無効で印字する’チェックボックスを追加しました。
新規用紙の税務署用A4出力時のみ有効です。





《税務署用A4》



様式ID　NTA0HSZ062O10060

令和 8 年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者			
住所又は居所	愛知県名古屋市中区錦1-5-27		
フリガナ	ｿｳｹﾝ ｲﾁﾛｳ	（受給者番号）	0000001
氏名	総研　一郎	（役職名）	
個人番号			

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	3,943,754	2,712,000	2,207,261	25,700

（源泉）控除対象配偶者の有無等	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数 特定	老人	その他	16歳未満の扶養親族の数	障がい者の数（本人を除く。） 特別	その他	非居住者である親族の数
有	380,000	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
	702,261	85,000		

摘要

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	60,000	40,000	20,000	30,000	

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日	住宅借入金等特別控除区分	住宅借入金等年末残高
			元号 年 月 日		

（源泉・特別）控除対象配偶者

フリガナ	ｶﾅｲ ﾏｻｺ	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
氏名	総研　花子				
個人番号				基礎控除の額	所得金額調整控除額
				1,040,000	

控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族				備考
フリガナ		区分		フリガナ		区分		
1 氏名				1 氏名				
個人番号								
フリガナ		区分		フリガナ		区分		
2 氏名				2 氏名				
個人番号								
フリガナ		区分		フリガナ		区分		
3 氏名				3 氏名				
個人番号								
フリガナ		区分		フリガナ		区分		
4 氏名				4 氏名				
個人番号								
フリガナ		区分		フリガナ		区分		
5 氏名				5 氏名				
個人番号								
フリガナ		区分		フリガナ		区分		
6 氏名				6 氏名				
個人番号								

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	受給者生年月日 元号	年	月	日
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	昭和	49	05	29

支払者		
住所（居所）又は所在地		愛知県名古屋市中村区5-43
氏名又は名称		株式会社システム総研
電話番号	052 — 737 — 3801	個人番号又は法人番号

令和8年分　給与所得に対する源泉徴収簿

2026/11/10　14:12:55

甲欄 乙欄　所属：なし　職名：　住所：（郵便番号 460-0003）愛知県名古屋市中区錦1-5-27　氏名：（フリガナ）ｿｳｹﾝ ｲﾁﾛｳ 総研　一郎（生年月日 明・大・昭・平・令 49年5月29日）　整理番号：0000001

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額　円

同上の税額につき還付又は徴収した月区分　月別　還付又は徴収した税額　差引残高　月別　還付又は徴収した税額　差引残高

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	1	1 1 5	315,000	52,617	262,383	0人	6,570		6,570
	2	2 1 3	315,000	52,617	262,383	0	6,570		6,570
	3	3 1 3	315,000	52,617	262,383	0	6,570		6,570
	4	4 1 5	315,000	52,498	262,502	0	6,570		6,570
	5	5 1 5	315,000	52,730	262,270	0	6,560		6,560
	6	6 1 5	315,000	52,730	262,270	0	6,560		6,560
	7	7 1 5	315,000	52,730	262,270	0	6,560		6,560
	8	8 1 4	315,000	52,730	262,270	0	6,560		6,560
	9	9 1 5	315,000	52,730	262,270	0	6,560		6,560
	10	10 1 5	315,000	52,730	262,270	0	6,560		6,560
	11	11 1 3	315,000	52,730	262,270	0	6,560		6,560
	12	12 1 5	315,000	52,730	262,270	1	4,950	△55,264	△50,314
	計		① 3,780,000	② 632,189	3,147,811		③ 77,150		
賞与等	7	7 1 5	455,500	70,708	384,792	0	(税率 4.084%) 15,714		15,714
							(税率 %)		
							(税率 %)		
	計		④ 455,500	⑤ 70,708	384,792		⑥ 15,714		

扶養控除等の申告・各種控除額

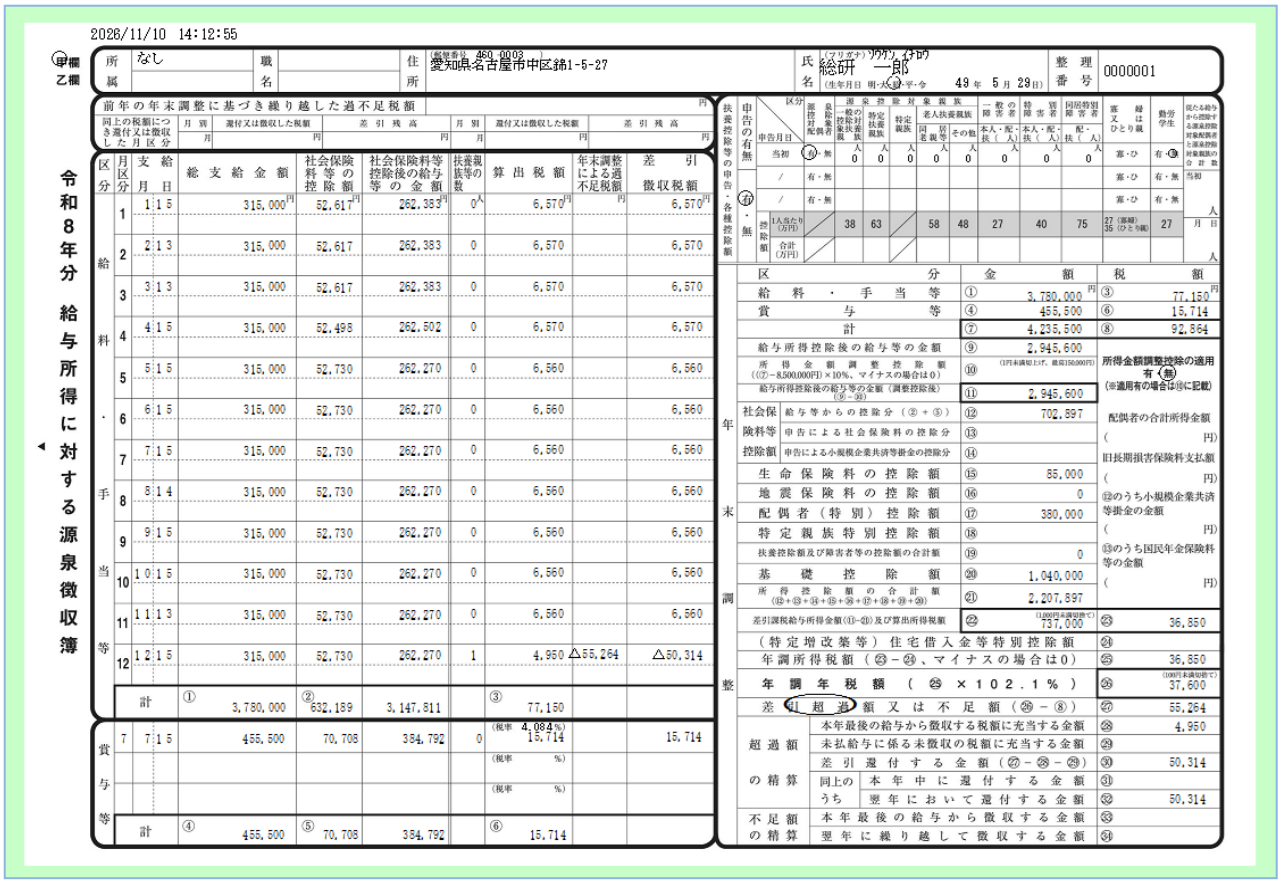
申告の有無	区分	申告月日	同一生計配偶者	扶養控除対象配偶者	扶養控除対象扶養親族	特定親族	老人扶養親族 同居老親等	老人扶養親族 その他	障がい者 一般 本人・配・扶（人）	障がい者 特別 本人・配・扶（人）	寡婦 同居特別障害者 配（人）	寡婦 ひとり親	勤労学生	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と源泉控除対象扶養親族の合計数
有・無	当初		0	0	0	0	0	0	0	0	0	寡・ひ	有・無	当初 人
	/	/	有・無									寡・ひ	有・無	月 日
	/	/	有・無									寡・ひ	有・無	人
	控除額	1人当たり（万円）		38	63		58	48	27	40	75	27（同居）35（ひとり親）	27	
		合計（万円）												

年末調整

区分		金額	税額
給料・手当等	①	3,780,000 円	③ 77,150 円
賞与等	④	455,500	⑥ 15,714
計	⑦	4,235,500	⑧ 92,864
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	2,945,600	
所得金額調整控除額（⑦－8,500,000円）×10%、マイナスの場合は0）	⑩	（1円未満切上げ、最高150,000円）	所得金額調整控除の適用 有（無）
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）（⑨－⑩）	⑪	2,945,600	（⑩適用有の場合は㉓に記載）
社会保険料控除額 給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫	702,897	配偶者の合計所得金額 （ 円）
社会保険料控除額 申告による社会保険料の控除分	⑬		旧長期損害保険料支払額 （ 円）
社会保険料控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭		⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 （ 円）
生命保険料の控除額	⑮	85,000	⑬のうち国民年金保険料等の金額 （ 円）
地震保険料の控除額	⑯	0	
配偶者（特別）控除額	⑰	380,000	
特定親族特別控除額	⑱		
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲	0	
基礎控除額	⑳	1,040,000	
所得控除額の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋⑳）	㉑	2,207,897	
差引課税給与所得金額（⑪－㉑）及び算出所得税額	㉒	（1,000円未満切捨て）131,000	㉓ 36,850
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額	㉔		
年調所得税額（㉓－㉔、マイナスの場合は0）	㉕		36,850
年調年税額（㉕×102.1%）	㉖	（100円未満切捨て）	37,600
差引超過額又は不足額（㉖－⑧）	㉗		55,264
超過額の精算 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉘		4,950
超過額の精算 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉙		
超過額の精算 差引還付する金額（㉗－㉘－㉙）	㉚		50,314
超過額の精算 同上のうち 本年中に還付する金額	㉛		
超過額の精算 同上のうち 翌年において還付する金額	㉜		50,314
不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額	㉝		
不足額の精算 翌年に繰り越して徴収する金額	㉞		

８．源泉徴収簿

・令和8年の帳票レイアウト変更に対応しました。



９．源泉徴収一覧表

・12月給与有無、23歳未満扶養親族有無を印字するようにしました。

※File出力も対応しております。

＜帳票イメージ＞

所属コード	１２月給与	00001	有
税表区分	２３歳未満	0:甲	有

１０．法定調書合計表

・令和8年8月の帳票レイアウト変更に対応しました。

○社員

１．社員基本情報

・扶養親族等の所得要件の改正に伴い、特定親族特別控除の対象となる被扶養者の合計所得金額の下限値を62万円超に変更しました。

・特定親族特別控除額欄を表示のみから入力可能に変更しました。

特定の場合に合計所得金額の下限値が改正前の58万円超となりますが
システム上、判定ができないため該当する場合は手入力で特定親族特別控除額を
入力してください。

※特定の場合については、国税庁HPに掲載されている「令和8年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の10ページを参照してください。

該非	年調扶養	氏名	再認定(健組)	資格確認書発行	合計所得金額	特親控除額	特親源控対象
	1:該当	鈴木　一郎			581000	630000	1:該当

特親控除額、特親控除対象は合計所得金額62万以下では自動計算されません。
上記特定の場合には、合計所得金額、特親控除額、特親控除対象は全て手入力してください。

○随時手続き

１．育児休暇手続き

・育休給付支給申請の印刷で、元号の表記を修正しました。

・育休給付支給申請の印刷は提出に使えないため、注記を追加しました。

